

た保母を欠員補充すべく採用の考えで実施したわけですが、適任者がいなかったということで、したがって、この年度の途中から実施するについては有資格者の方は得られないのじゃあないかという考えで、市民の要望に一日も早くこたえるということでパートでやりたいということでございます。なお、このパートを採用してやる場合につきましても、いきなり保育園にほうり込んでやらせるということとはとても無理だと思えます。やはり子供の人命から始まるわけでございます。保育という方面ではなく、育児方式という考えであるわけでございます。やはり一定の保育園の園長等によります指導等も実施いたしました。まして、万全を期してやっていきたいというふうに考えております。

それから、保母の採用等につきましては、秘書職員課長のほうから答弁させていただきますので、よろしく願います。

○秘書職員課長（高水 求君） 保母の採用でございますけれども、福祉事務所長のほうから保母の欠員の募集について要請が再三ありましたので、欠員は補充していかねばならないということは当然のことでございます。そのことに立脚いたしまして、私のほうといたしましては、やはり公務員の精神にの

って競争試験で公募するというたてまえで募集いたしましたわけでございますが、募集の関係で年度途中ということで三名の応募者がございました。これは資格者でございます。それで試験の方法といたしましては、学科試験に作文、それから面接というものでやっただけでございますけれども、そういうたものについて統合判定の結果、公務員の保母として採用する一つのレベルまで達した方はいないということで、一応今回は採用を見合やすということでやっただけでございます。なお、その後につきましても、職業安定所等にもいろいろ連絡してございましたが、なかなか適当な方がありません。現在は正規の保母の欠員の募集をしておりません。現在二人ほど長欠者もございますけれども、代用保母ということで現在のところやっております。

○一番（原 敏子君） 自転車置き場については、早い時期に検討してつくってほしいと思います。

二番目の教育の問題ですが、多くの働くお母さんは、本当に長い間の願っていた長時間保育が実施されるということを大変喜ばしいことであると思っております。しかし、この長時間保育の実施に当たっては、現状のままでは

実施されますと、保母さんたちの労働過重になったり、保育条件が悪くなるということは目に見えていいることであるし、本当に大きな問題だと思ひます。そうしていま所長が暫定的だとおっしゃいましたけれども、パートを頼んで、パートだけで長時間保育を行うのはいろいろな問題が各地で出ていいると聞いてありますので、もう一つだけ聞きたいのですが、今後の問題として、正規の保母で長時間保育を実施することを考えていいるのかどうか。これだけ最後にお聞きしたいと思ひます。

それから福原学級ですが、やはり障害のお子さんを持ったお母さん方の切実な願ひが、地域の学校へ入学して一緒に学校で学んで遊んで社会に参加をするということであることを、やはり念頭に置いていただいて、いまの福原学級をもう一歩進めてほしいという要望をしておきます。もう一つ同じように、中学の障害児学級も早い時期に当然実施してほしいということも要望して私の一般質問を終わります。

○福祉事務所長（森田 猛君） 長時間保育については、確かに子供に対しては私どもとしては感心はいたしません。しかし働く婦人の増加、社会

情勢の関係等によりまして、どうしても必要であるということがふえてきていいるわけでございます。したがひまして、正規の資格を持った者でやればこれにこしたことはございません。しかし、それにはその保母の採用あるいは労働条件の問題等につきまして種々問題があるわけでございます。それを待っているだけではいつになるかわからないということもございまして、ここでとりあえずパートでもやむを得ないという観点に立つて実施したいということでございます。

今後、いわゆる正規の職員でやるかどうするかという事につきまして、は、ゆれゆれは組合とも十分協議いたしまして、よい方向に持っていくべきたいという考えでございます。

○議長（貫井喜代次君） 暫時休憩いたします。

午後三時五分 休憩

午後三時三十分 開議

○議長（貫井喜代次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十七番 米吉君。

(十七番 米吉君登壇)

○十七番(問 米吉君) お許しをいただきまして、会議規則第八十六条に基づいて、先に通告いたしました今後の財政見通し、その他について一般質問を行いますので、市長その他関係課長から明確なる答弁をお願いします。まず今後の財政見通しでございしますが、このことにつきましては、去る六月十二日の第二回定例会におきまして、一応その見通しを伺ったものであります。その後経済状況は一層混迷の度を深め、不況はますます深刻化して国の財政事情も一段と困窮さを増しており、このため政府は、今臨時国会で財政法に基づくいわゆる建設国債に加えて、特別法によるところの赤字国債の発行をもくろんでおりますことは周知のとおりでございます。又都におきまして、水道料金の値上げに引き続き、都立高校の授業料をはじめとする各種手数料など二十三件もの値上げ案を九月の定例都議会へ上程することをきめるなど、市民生活へのかなりのハネ返りが予想される現実でございします。

このような国や都の破局的な財政事情は、国や都の財政助成措置に大きく依存するところの各地方自治体の財政にも大きな影響を与えていることは明らかでございます。よって六月定例会における一般質問に引き続きまして、今後の財政見通しと厳しい環境下における財政の適正運用について、以下数点の質問を行いますので答弁をお願いします。

まず第一点として、五十年一般会計の三九、八%に当たるところの二十五億二千三百七十二万七千円は国庫支出金であります。その大半は国の委託工事費であり、したがって、その収入確保については、去る六月の定例会でかなりの自信を示され、さらに八月二十日の全員協議会におきまして、国との折衝経過と見通しについて説明を受けたものであります。その後の経過と現況について、さる三月定例会において私どもに示されましたところの、五十年度の主要建設事業一覧表に基づいて説明をお願いする次第でございます。

第二点は、都の支出金についてでございますが、今年度主要建設事業費に四千八百五十七万一千円の都の補助が見込まれております。この点については、六

月の定例会で私の質問に対し、「都の財政事情から確たる見通しがつかない」という答弁でございましたが、すでに当年度も半ば経過し、現状は一体どうなっているのか説明願いたい。

続いて第三点といたしました以上質問いたしました国や都の財政助成のことに関連するわけでございますが、今年の三月、市長が市民に公約したところの今年度施政方針に基づく各種の事業が、当初約束したように、その規模及び期間内にすべて建設し終わることができかどうか、この点に対してはつきりとした見通しをお答え願いたいと思います。

第四点は、財政の適正運用の面から負担金、補助金及び交付金についてお伺いいたします。

当年度の負担金、補助金及び交付金の予算額は四億二千三百六十八万五千円で、当初予算に占める割合は六・七％ということになっております。そしてこの額は、四十九年度の当初予算より一億一千三百八十四万八千円の増額でございます。この費目の内容につきましてはいろいろ多岐にわたりますが、その主なものは、たとえば組合や火葬場、あるいは消防などの負担金や職員共済

組合などの補助金であり、やむを得ないものが大部分であることは承知いたすものであります。一部特定団体に対する負担金等については、その交付を受けている団体などの活動の状況がはっきりしないものもあるわけであり、よって、一部の例として次の三つの交付団体の活動状況について、その現況について説明していただきたいと思います。

一つはハ高線電化促進協議会、これは四十九年度に一体どういう事業をやったのか。それから都市交友会や大夕摩観光連盟等九十一の多くの交付団体があるわけですが、その一例としまして、以上三つの団体の四十九年度の活動状況その他について説明をいただきたいと思います。

以上が財政問題に対する質問であります。

続いて基地問題に対する質問を行わせていただきます。

関東地区米軍基地の横田集約化に伴いまして、基地内の設備はますます強化され、航空機の騒音問題や交通事情の悪化など、さまざま

悪化を口実に、福生市民に対しては、誠意の一片も見せず、ただ犠牲を強いる態度を改めようとしておりません。基地をなくし静かな生活を送りたいと願う多くの市民の望みに対し、このような状態が続く限り、いつかは市民の怒りが爆発するかもしれません。市長はこの基地問題について、四十八年第五回臨時会で、基地排水路の工事契約の案件に対する公明党の大野議員の質疑に答え、「横田基地の存在で、市民は日本中の基地公害のしわ寄せを受けている。このことについては憤りを感じ、大きな矛盾を感じている。国法には従わねばならないが、それで済まされるべき問題ではない。国は福生市に対しそれ相応の態度を示すべきだ。被害の少ないところも多いところも国の援助が同じということとはきわめて不満である。近く基地周辺の整備に関する法律が改正になるので、それに大いに期待したい。」というように述べ、さらに四十九年の第三回の定例会におきましても、共産党の松小議員の質問に答え、「基地集約に伴うところの航空機騒音については、夜間の飛行停止、住宅地上空の通過禁止、爆音の最少限度への抑制などを基地に申し入れていくなどの答弁をいたしております。しかし、現実には基地周辺の環境整

備に関する新法はできただけども、国の態度は一つも変わらず、C-130の移駐後、ここ数日間をみても、市街地上空の飛行は一日二十回以上も繰り返されている状況であります。

よって基地問題について、次の質問にお答え願いたいと思います。基地周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく、いわゆる線引きの問題は、今後基地環境の変化があった場合はやり直すという条件のもとに議会の承認を得たものであります。第三四五部隊等の移駐によってやり直しを国に求める考えがあるかどうか。

それから、九月十六日に、市長、議長が爆音公害に対する申し入れを基地側に行っているが、市長等の要請活動によって、市街地上空の飛行などの停止を期待することができるかどうか。

以上、財政面及び基地問題に対する質問といたしますので、それぞれ明快な答弁をお願いし一般質問といたします。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) お答え申し上げます。

最初の財政見通しの四点の御質問でございますが、一、二につきましては、助役はじめ担当課長をmozotteお答え申し上げたいと思いますが、事業につきましては一部を除きまして大体であるという見通しをmozotteしております。

それから都の関係の支出でございますが、多少は見込み違いもございまして、それにつきまzutterる別途の補充措置が大体つく予定でございまして、都の支出金につきましては何か計更とoriのものができると思つてあります。

特定団体に対する補助金等につきまzutterても、後ほど担当から申し上げますが、各補助金が支出を始めるという段階には必ず何らかの原因がありまして、支出することが妥当ということでは決定したものであることは間違ひありませんけれども、世の中の趨勢がかわれば、変更あるいは変化することは又当然のことでございます。補助金、交付金等は、効果があるなしで決定するものでございます。でございますから、統体的に洗い直してみることが必要であると私は考えております。

次に基地の問題でございますが、過去における私の考えは、いまでも少しも変わっておりません。むしろなお強く国の責任を追求したい気がございます。

大変貴重な時間を恐縮でございますが、第三四五部隊の移駐の話がออกมาしたので、全員協議会をお開きいただきまして御報告申し上げるつもりでございましたが、関連がございましてので御報告申し上げさせていただきます。七月十二日に嘉手納の輸送部隊が数カ月後に横田基地に移駐するという新聞報道がございましたが、その新聞を見まして大変驚き、直ちに行動をいたしました。

十四日に東京防衛施設局の福島次長が、横田事務所長を帯同いたしまして来庁し、議長、基地対の委員長と私でその話を聞きました。その時の話は、在日米軍司令部から外務省にこのような話をしたと、

一、嘉手納の第三四五戦術空輸部隊が、九月中旬に横田基地に移駐する。

二、同部隊の任務は、全西太平洋内の遠隔地で物資の空輸を行う。

三、部隊構成は、十六機、C-130四発プロペラ機

四、横田基地における飛行回数は一、二二十回程度の見込みである。

このようなことが外務省から防衛庁にあったと、これはまだ確定ではなく、あくまでそういう情報があったということであるから伝えるということをごさいます。

十五日に、議会で横田基地対策特別委員会をお開き願いました。十九日に、立川、横田基地対策協議会の臨時総会がございまして、移駐を中止するよう要請することになりました。

八月一日に、当市議会の横田基地対策特別委員会が、防衛施設庁に陳情に行き、次長に陳情いたしました。

八月十二日、立川横田基地対策協議会で、防衛庁長官、防衛施設庁長官、外務大臣、総理大臣、地元議員、アメリカ大使館等に陳情書を提出いたしました。

二十七日に、新聞に飛行機二機が横田基地に来たという報道がございました。

九月六日、東京防衛施設局の福島次長が参りまして、次のようなことを言っております。横田基地に来たが、離着陸訓練であり投下訓練は

しないということ、通常の飛行は一日二回位で、飛行訓練は一日六回程度である、ただ六回と申しますけれども、一回の訓練は数回の離着陸訓練を含むということでございます。それから飛行方法は、離着陸の場合を除き、人口密集地の上空は避ける。飛行時間は、原則として朝八時から二十二時までであるが、夜間飛行は必要最少限に止める。軍人軍属は約五百人、家族が五百人、合計千人である。そういうことを言っていました。その後議長さん、特別委員長さんで基地司令官のところへ参りました。そういうことで十六日に基地へ参ったのでございしますが、そのとき九〇％くらいの移駐は完了したのではなからうかということでございます。

以上のようなわけでございまして、私としても大変残念でございます。安保の協定によりまして、それを守るとするならば実力行使をすることもできなれと思えます。今後国に対する強い態度で防衛施設庁等に臨むというところであると思えます。

以上のようなことでございますので御報告させていただきます。次に線引きの問題は、少々返事が早かったということもあるいはあったかと

存じますが、どうしても市から返事がないうちは、もし改造の希望者があっても現実に着手できないということでございまして、それならばということとで条件をつけて線引きの回答をしたわけでございますが、現在すでに五件ばかり申し込みがございまして、検査も大体終わったそうでございまして、十一月ごろには防音の工事が始まるようでございます。又その後の申し込みもあるようでございます。

なお、線引きのためには強く調査を申し込んでおりまして、又議会側からも強く要望をしてあるところでございまして、大変ありがたく思っているわけでございます。防衛施設庁におきまして、再調査をするための予算要求をしたということを知りてまいりました。しかし全国の多くの中で全部線引きのものと調査が終わっていないそうでございますので、よほど強い要望をしないとまずいと思っておるわけでございます。全国で二十五ヶ所ばかり測定する所があるそうでございますが、四十九年度はまだ八ヶ所しかやっていないということでございます。私どもも強く再調査を頼み、又小松基地でも再調査を強く要望しているようでございま

して、両市で力を合わせてまして、とにかく早く変更しろということをやっているわけでございます。それを受けまして、防衛施設庁におきましては、国のほうに線引きの予算を要求したという話を聞いております。今後なお強く要求していきたいと思っております。

最後の御質問でございますが、先日横田基地の司令官に、議長さん、副議長さん、基地対の委員長さん、副委員長さんと参りまして強く反対という抗議を申し上げて、ただいま飛んでいるのは、危険な所は飛ぶなとか、夜間は飛ぶなということを申し上げたわけでございます。先ほど申し上げましたようにいろいろ答弁があったのですけれども、どうしても来たてにはその飛行場になれるために、離着陸をするので回数が多かったが、この訓練が終われば現在のように飛ぶなくなるということ、いずれにいたしましても危険でもあるので、できるだけ飛ばないように願ひして参ったわけでございます。

以上でございますが、財政問題等については担当から御答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○企画財政課長（上野重勝君） ただいまの御質問のうち、財政問題について

御答弁を申し上げます。内容が四点ございしますが、最後の四点目については、所管の課長から御答弁を申し上げます。

第一点の、今年度の主要建設事業について、当初予算で示された内容の経過でございます。予算説明の資料といたしまして、主要事業のうち二十五項目にわたって説明書を出しておりますが、このうち大きなものについて申し上げます。

まず三の道路新設改良工事について八千百五十三万四千円の計画をいたしておりまして、この財源として八百万円の調整交付金を見込んでおりましたが、その後調整交付金で四十九年度分が五十年度に持ち越され、たものが二千百四十七万円でございます。このうち八百万円を道路関係、それから八百万円を防火貯水槽に割り振っておりますが、防衛施設庁等の打ち合わせにあきまして、貯水槽については補助対象事業になっておりますのではすしてほしいという要望がありましたので、二千百四十七万円は道路新設改良事業に振り向けるということで、補正予算において一千七百五十万円追加しております。したがしまして、道路新設改良に

ついては計画どおり施行できるということを御報告いたします。

それから五の緊急道路整備事業では、国の補助金一億九百六十九千円を予定しておりますが、これもすでに内示がきておりまして、若干補助金の額は下がっておりますが、一億七百万五千円、これは事業そのものが若干変更されておりますので減っております。すでに補助金も確定しておりますので、これも遺憾なく実施できると考えます。

七の児童公園の建設事業費、防衛庁の補助金は一億四百万円を予定しておりますが、大変残念でございますが、この児童公園につきましてはまだ防衛施設庁からの内示をいただいております。この公園関係については児童公園、それに九に玉川上水公園がございしますが、これについては建設省との関係がございまして、新法ができる段階において、都市計画の関係から建設省の所管する事項については、補助金は防衛補助として取るけれども、実際の事業については建設省がやるという覚え書きがございまして、防衛施設庁で直接できないということから、調整の関係でおくれています。しかし担当者としては、児童公園については都市計画事業

とは若干性格が異なりますので、防衛施設庁としての事業として執行したいということ、すでに大蔵省との間で協議に入っております。しかし確定はいたしてありません。

それから八の屋内運動場の建設事業は、防衛補助として三千五百八十五万七千円を予定しておりますが、これもすでに三千五百八十九万円の内定がきております。これも予定どおり執行できると考えます。

九の玉川上水公園の建設関係で三千九百万円の防衛補助を予定しておりますが、先ほども申し上げましたように、都市計画との関係がありますので、実施段階になりますと建設省の所管になるということがいわれており、その調整がまだついておりませんので、これについては残念ながら決定に至っておりません。

十の中央幹線排水路建設事業で二億五千万円、これは若干金額の変更があるかと思いますが、これは全額国の事業でございますので、これもほぼ間違いないと考えております。

十一の武蔵野幹線排水路整備事業も、全額国の委託金でございますので、これもおおむね予定どおり執行できると考えます。今議会におき

まして、これらの関係の契約同意議案を提出してある次第でございます。十四の無線広報設置工事についても、防衛補助千百四十七万五千円を予定しておりますが、これも二千二百二十八万八千円の内定がきておりますので、間違はなく執行できると思います。

十五の防火貯水槽築造工事で、当初私も九条の調整交付金を予定して予算を組んだのでございますが、先ほどの説明のような趣旨で、調整交付金からはずして、そのかわり起債の面で折衝いたしましたところ、起債が五百万円つきましたので、その財源振りがえによって執行するということ、補正予算で組んでおります。

それから消防自動車購入についても、防衛補助を二百七十万円の補助金に對しまして四百二十二万円が決定しておりますので、予定どおり執行できると思います。

それから四小と六小の増築及びこれに関連する併行工事についても、すでに補助が確定いたしてあり、着工しておりますので、確実に施行できるものと思っております。ただ都の支出金について若干問題点がございま